

千葉県報

号外
令和7年3月31日

主要目次

- 千葉県病院局組織規程の一部を改正する管理規程
- 千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程
- 千葉県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める管理規程の一部を改正する管理規程
- 千葉県病院局長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する管理規程
- 千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

病院局管理規程

千葉県病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第二号

千葉県病院局組織規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局組織規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項の表医療局の項中「心臓血管外科」を「心臓血管外科 精神科」に改める。

第十三条第二十項の表がんセンターの項、総合救急災害医療センターの項及びこども病院の項中「事務局及び」を削り、同表循環器病センターの項及び佐原病院の項中「、次長（事務局に限る。）」を削る。

附則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第三号

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局職員服務規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第九項第二号ただし書中「午後零時まで」の下に「、午前十一時三十分から午後零時三十分まで、午後零時三十分から午後一時三十分まで」を加え、同条第十項中「午後零時まで」の下に「、午前十一時四十五分から午後零時三十分まで、午後零時三十分から午後一時十五分まで」を加える。

第九条第一項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十条の二の次に次の二条を加える。

（看護についての申出があった場合における措置等）

第十条の三 局長は、職員が局長に対し、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、二親等以内の親族その他局長が別に定める者が当該職員の看護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、局長が別に定めるところにより、当該職員に対して、看護休暇に関する制度、仕事と看護との両立に資するものとして局長が別に定める制度又は措置（以下「看護両立支援制度等」という。）その他の局長が別に定める事項を知らせるとともに、看護休暇の承認の請求及び看護両立支援制度等の利用に係る申出（以下「看護両立支援制度等申出」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の局長が別に定める措置を講じなければならない。

2 局長は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、局長が別に定めるところにより、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十条の四 局長は、看護休暇の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する看護休暇に係る研修の実施

二 看護休暇に関する相談体制の整備

三 その他局長が別に定める看護休暇に係る勤務環境の整備に関する措置

2 局長は、看護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する看護両立支援制度等に係る研修の実施

二 看護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他局長が別に定める看護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別記第三号様式を次のように改める。

附則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める管理規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第四号

千葉県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める管理規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める管理規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、二十四日前(当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る一般競争入札の公告において当該一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札の公告を少なくとも二十四日前に行う旨を公告した場合に限る。)」を削る。

附則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県病院局長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第五号

千葉県病院局長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成十八年千葉県病院局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるた

めに運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

第五条第二項中「により処分通知等」の下に「(当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。)」を加え、「当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項」を「その情報を同項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、局長の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第五条第三項中「電子署名」の下に「及び前項ただし書に規定する措置」を加える。
第七条第一項中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

病院局訓令

千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局訓令第一号

本局 出先機関

千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

千葉県病院局職員人事事務取扱規程(平成十六年千葉県病院局訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中口を削り、ハをロとする。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二三三)二六五八

購読申込先